

5. 事業が長期間要している理由は？

【元々が長期計画

不測の事態により長期化】

- ・不安定土砂の排除(法切工)は崩壊上部から実施するが、斜面勾配が急峻で作業ヤードが狭く作業効率が極めて低い。
- ・崩壊直下が河川で、土砂の切り落としが困難なことから、排土作業量が限定される状況にある。
- ・切り取り斜面の地質が脆弱であったことから法枠工等工種の追加を余儀なくされた。
- ・排土量が膨大で残土処理用地の確保に時間を要した。

排土作業状況



崩壊地下部河川状況



6. 事業の対応方針は？

事業継続

事業中止

変更なし ・ 事業計画の変更 ・ スケジュールの変更

- ・平成12年に発生した災害の復旧を行うべく、平成13年度に事業に着手したが、同年9月の台風により崩壊が拡大したことから工事を中止し、全体計画の見直しを行い斜面上の崩壊土砂を排除することとした。
- ・土砂排除は平成14年度から着手したが、排除すべき土砂が多く、残土処理用地の確保に苦慮し、現在の進捗率は、44.1%となっている。
- ・工事の早期完了の対策として、現状の河川を付け替え、土砂を現場内で処理することにより、下部の押さえ効果も期待できる工法について、地元地権者や関係機関と調整してきたが、昨年4月に了解を得ることができ、事業計画の見直しを行った。
- ・今後は残土処理用地に制約することなく工事を進められる見通しとなった。
- ・本事業は人命や財産を土砂災害から守るために必要な事業であることから、重点的な予算付けを行い、残工事を平成26年度までに終了させ地域の安心と安全を確保したい。